

健康スポーツ関連施設連絡協議会個人会員規程

(目的)

第1条 生活習慣病を主テーマとした医学的知識の習熟並びに効果的な生活習慣病対策運動療法指導手法の習得、AEDを使用した心肺蘇生法技能の熟達を目指した種々の研修を実施し、医療との連携のもとでの運動療法指導と指導時の安全管理が確保できる優秀な指導者を育成し、国民の生活習慣病対策を支援することを目的とする。

(入会資格)

第2条 個人会員の入会資格は、健康運動指導士または健康運動実践指導者またはこれに相当する指導力を有する者であることとする。

(個人会員の特典)

第3条 個人会員は、以下の特典を享受する。

1. 健スポ協が主催する定期研修会(年4回)を無料で受講できる。
2. 兵庫県医師会主催の健康スポーツ医再研修会(医師対象・年1回)に無料で参加できる。
3. 健スポ協研修制度規程の所定の単位を取得した者には、兵庫県医師会推奨指導員の認定が付与される。
4. 兵庫県医師会認定 AED インストラクター認定講習会およびフォローアップ講習会等の各種認定講習会その他研修会等を、施設会員と同等の条件で受講できる。
5. 健康スポーツ関連施設連絡協議会ホームページに氏名が掲示される。

(入会手続きと分担金)

第4条 入会手続きと分担金については、健康スポーツ関連施設連絡協議会規約第4条及び第14条に定めるところによる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、個人会員に関し、必要な事項については、会長が別に定める。

(附則)

この規程は、平成20年7月1日から施行する。